

前回審査会（平成 27 年 12 月 24 日）における指摘事項及び都市計画決定権者等の見解

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 ・ 事 業 者 の 考 え 方								
1	<p>ごみ処理能力の算定のうち、災害廃棄物処理に必要な想定処理能力(12t/日)について、詳細な算定根拠を示されたい。</p>	<p>「西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想検討委員会」において以下のとおり検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県による災害廃棄物発生量の推計結果 平成 27 年 7 月 2 日に公表された災害廃棄物発生量（可燃物）は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="869 496 1659 596"> <thead> <tr> <th></th> <th>東海市</th> <th>知多市</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選別後可燃物(t)</td> <td>47,837</td> <td>18,080</td> <td>65,917</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災での災害廃棄物の処理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県及び宮城県では、仮設焼却炉の設置や県外での広域処理により約 87%の災害廃棄物が処理された。 ○ 災害廃棄物の処理の方向性 災害廃棄物の処理について、仮設焼却炉及び広域処理の割合を 85%と想定し、新しいごみ処理施設では<u>災害廃棄物発生量の 15%を 3 年間で処理</u>することとし、その処理に係る規模を処理規模に追加することとした。 <p>【災害廃棄物処理に必要な想定処理能力】 =災害廃棄物（可燃ごみ）発生量の推計結果 65,917 t ×15% ÷ 3 年 ÷ 年間実稼働日数 280 日 ≒12 t /日</p>		東海市	知多市	合計	選別後可燃物(t)	47,837	18,080	65,917
	東海市	知多市	合計							
選別後可燃物(t)	47,837	18,080	65,917							
2	<p>現有施設（東海市清掃センター、知多市清掃センター）の排出ガスの規制基準値と計画値を示されたい。</p>	<p>別紙 1 のとおりです。</p>								

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 ・ 事 業 者 の 考 え 方																										
3	<p>粗大ごみ処理施設の処理能力(21t/5 時間)の算定根拠を示されたい。</p> <p>また、新施設の処理能力が現有施設に比べて小さい理由を説明されたい。</p>	<p>粗大ごみ処理施設の処理能力は、「ごみ処理施設の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人全国都市清掃会議）」を参考に算定しています。</p> <p>【粗大ごみ処理施設の処理能力】 =計画年間日平均処理量 12.3 t /日 ÷ 実稼働率 0.685 × 月変動係数 1.15 ≒ 21 t /日（5 時間）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>計画年間日平均処理量 = 計画目標年次年間処理量 4,493 t /年 ÷ 年間日数 365 日 ≒ <u>12.3 t /日</u> 実稼働率 = 年間実稼働日数 250 日 ÷ 年間日数 365 日 ≒ <u>0.685</u> （年間実稼働日数：年間日数 365 日 - 年間停止日数 115 日 = 250 日） （年間停止日数：土日 104 日 + 年末年始 5 日 + 補修整備 6 日 = 115 日） 月変動係数：<u>1.15</u>（月ごとの処理量に変動があっても滞りなく処理を継続できることを考慮した係数の標準値）</p> </div> <p>東海市及び知多市の現有施設の処理能力については、それぞれ設計当時の処理実績や推計を基に設定し、東海市清掃センター（38t/5 時間）、知多市清掃センター（35t/5 時間）となっています。その後、両市が進めているごみ減量化の取組等の結果、処理対象ごみ量は減少しています。</p> <p style="text-align: center;">（参考）東海市及び知多市の粗大ごみ処理施設の処理対象ごみ量の実績及び推計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th style="border: 2px solid black;">36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粗大対象ごみ量の両市合計(t/年)</td> <td>6,910</td> <td>6,816</td> <td>7,150</td> <td>6,678</td> <td>6,370</td> <td>5,789</td> <td>5,637</td> <td>5,653</td> <td>5,407</td> <td>5,124</td> <td>4,821</td> <td style="border: 2px solid black;">4,493</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注：平成 26 年度までは実績値、平成 36 年度は推計値</p>	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	36	粗大対象ごみ量の両市合計(t/年)	6,910	6,816	7,150	6,678	6,370	5,789	5,637	5,653	5,407	5,124	4,821	4,493
年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	36																
粗大対象ごみ量の両市合計(t/年)	6,910	6,816	7,150	6,678	6,370	5,789	5,637	5,653	5,407	5,124	4,821	4,493																

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 ・ 事 業 者 の 考 え 方																
4	<p>これまでの配慮書において選定された計画段階配慮事項を示されたい。</p>	<p>本県では、過去に3件の配慮書の審査を行っており、選定された計画段階配慮事項は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="792 300 1895 497"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業の種類</th> <th>複数案</th> <th>計画段階配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ごみ焼却施設</td> <td>施設の配置、煙突の高さ</td> <td>大気質、景観</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ごみ焼却施設</td> <td>事業実施区域の位置^{※1}</td> <td>大気質、景観</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>火力発電所</td> <td>煙突の高さ</td> <td>大気質、景観、動植物^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 概ねの位置は決定しており、詳細な位置を複数案とした。 ※2 動植物は、温排水による重大な影響を受けるおそれがあるため選定した。</p>		事業の種類	複数案	計画段階配慮事項	1	ごみ焼却施設	施設の配置、煙突の高さ	大気質、景観	2	ごみ焼却施設	事業実施区域の位置 ^{※1}	大気質、景観	3	火力発電所	煙突の高さ	大気質、景観、動植物 ^{※2}
	事業の種類	複数案	計画段階配慮事項															
1	ごみ焼却施設	施設の配置、煙突の高さ	大気質、景観															
2	ごみ焼却施設	事業実施区域の位置 ^{※1}	大気質、景観															
3	火力発電所	煙突の高さ	大気質、景観、動植物 ^{※2}															
5	<p>配慮書82ページの現存植生図は1/50,000地形図の古いものであるため、2008年作成の1/25,000の植生図を示されたい。</p>	<p>配慮書では、国土地理院の地形図(1/50,000)にあわせて、1/50,000の植生図(1981年作成)を基に作成したため、データが古くなりました。 このため、方法書以降では別紙2のとおり最新データの1/25,000の植生図(2008年作成)を基に作成します。</p>																
6	<p>知多半島ネットワーク協議会との関係について説明されたい。</p>	<p>NPO、住民、企業、行政からなる「知多半島生態系ネットワーク協議会」には、西知多医療厚生組合の構成市である東海市及び知多市が行政機関として加入しており、活動支援、公共事業における配慮等の役割を担っております(別紙3参照)。 本事業における新施設の建設候補地として選定された知多市清掃センター敷地内には、臨海工業地域の緩衝緑地帯(グリーンベルト)が存在していることから、生物多様性の保全に配慮して事業を進めていく予定です。</p>																

現有施設の計画値及び規制基準値について

○東海市清掃センター（平成 7 年竣工）

		計画値	規制基準値
硫黄酸化物 (SOX)		30 ppm 約 0.7 m ³ N/h	約 300 ppm (換算) 約 6.5 m ³ N/h (K 値 1.17)
窒素酸化物 (NOX)		100 ppm	250 ppm
ばいじん		0.02 g/m ³ N	0.15 g/m ³ N
塩化水素 (HCl)		50 ppm 81.5 mg/m ³ N	約 430 ppm (換算) 700 mg/m ³ N
ダイオキシン類	焼却炉	—	5 ng-TEQ/m ³ N
	熔融炉	—	10 ng-TEQ/m ³ N

注 1：窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類の値は酸素 12%換算値。

注 2：ダイオキシン類は、平成 14 年 12 月 1 日から規制基準が適用。竣工当時は規制基準値がなかったため、計画値は未設定。

○知多市清掃センター（平成 15 年竣工）

		計画値	規制基準値
硫黄酸化物 (SOX)		20 ppm —	約 260 ppm (換算) 約 5.69 m ³ N/h (K 値 1.17)
窒素酸化物 (NOX)		30 ppm	250 ppm
ばいじん		0.02 g/m ³ N	0.08 g/m ³ N
塩化水素 (HCl)		40 ppm —	約 430 ppm (換算) 700 mg/m ³ N
ダイオキシン類		0.1 ng-TEQ/m ³ N	1.0 ng-TEQ/m ³ N

注：窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類の値は酸素 12%換算値。

○新施設の排出ガス濃度の考え方

新施設の排出ガス濃度の諸元は、建設候補地が現知多市清掃センターの敷地であることを考慮して、現知多市清掃センターの排出ガス計画値を最大限の値として設定しました（配慮書 187 ページ参照）。

なお、新施設の計画値は、今後、検討してまいります。

現存植生図（環境省が 2008 年に作成した 1/25,000 植生図を基に作成）



凡例

★ 事業実施想定区域の位置

- | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|
| アカメガシワ-カラスザンショウ群落 | 果樹園 | 造成地 |
| ケネザサー-コナラ群集 | 常緑果樹園 | 干拓地 |
| シイ・カシ二次林 | 水田雑草群落 | 工場地帯 |
| スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 畑雑草群落 | 市街地 |
| ススキ群団 (VII) | 放棄水田雑草群落 | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| その他植林 (常緑広葉樹) | 放棄畑雑草群落 | |
| ムクノキ群落 | 路傍・空地雑草群落 | |
| ヤブコウジ-スジダイ群集 | 竹林 | |
| ヨシクラス | 緑の多い住宅地 | |

国土地理院発行の 5 万分の 1 地形図を基に作成

出典：「自然環境情報 GIS 提供システム」（環境省 生物多様性センターホームページ）

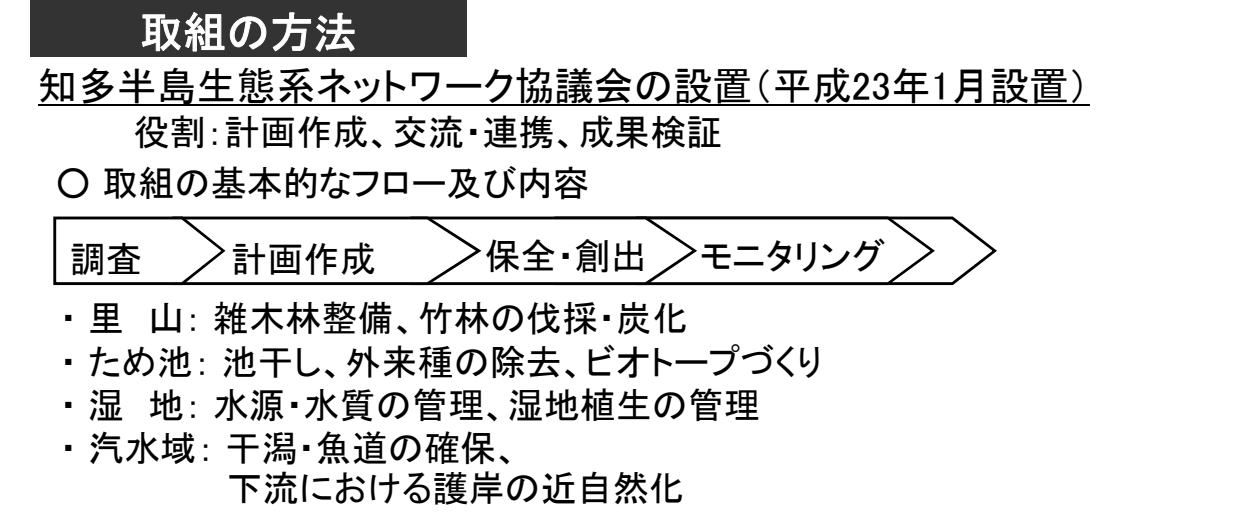
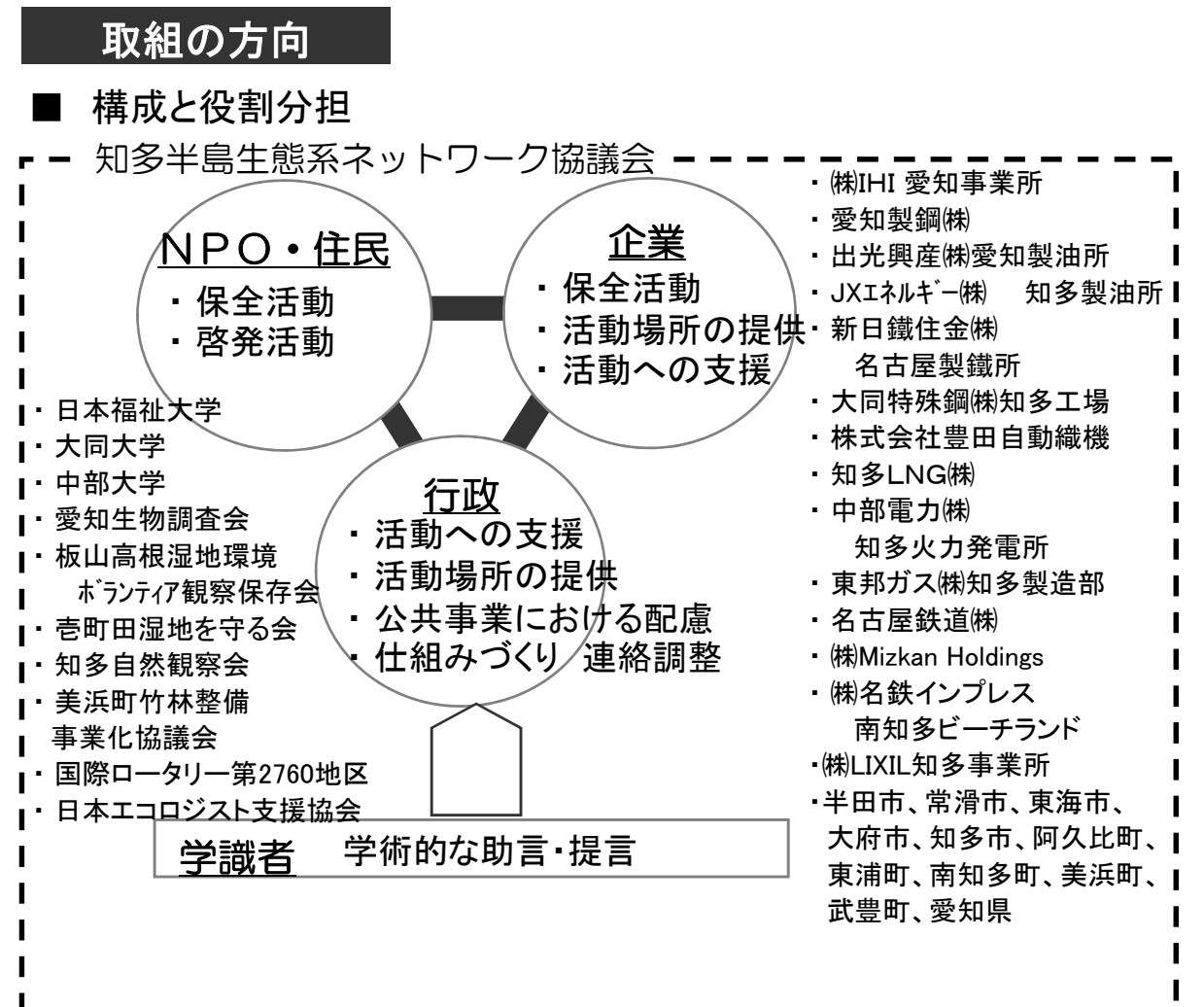
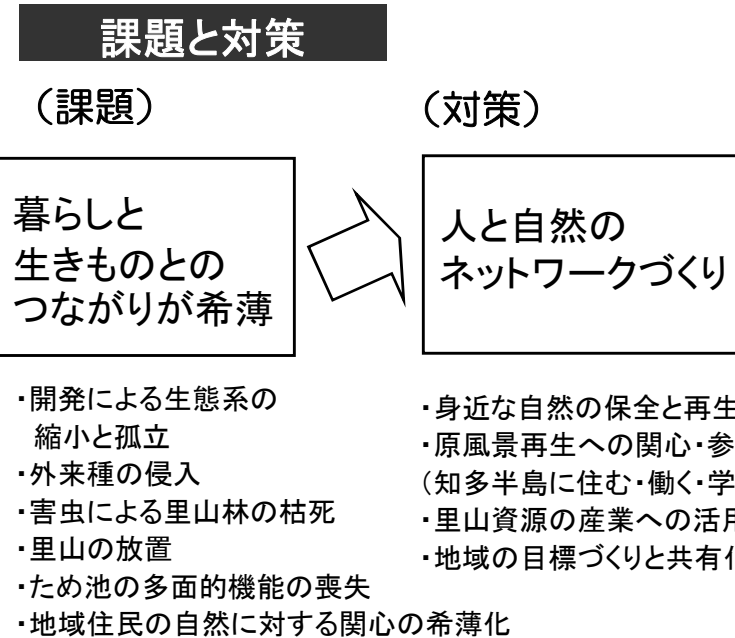
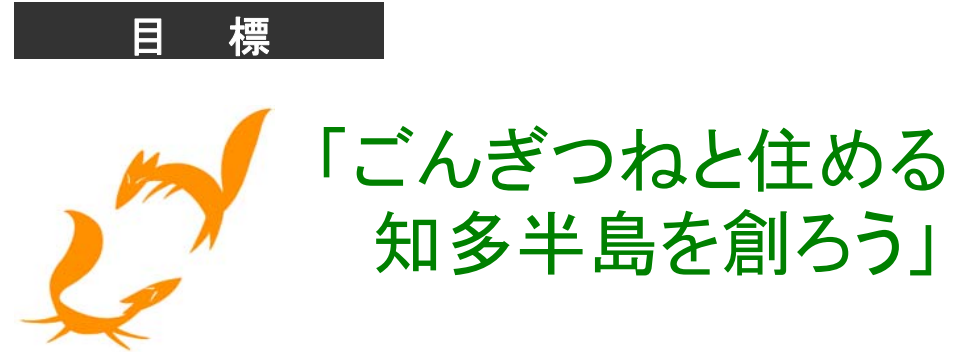
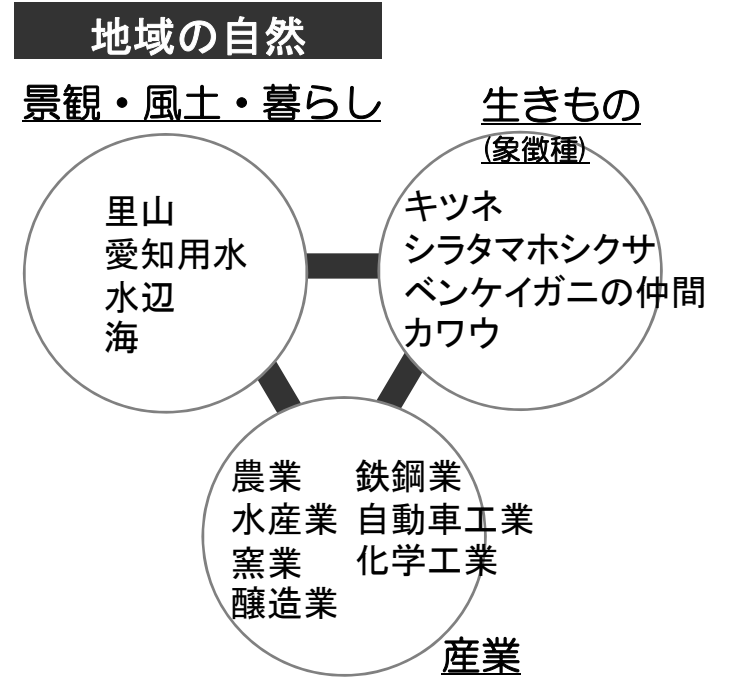
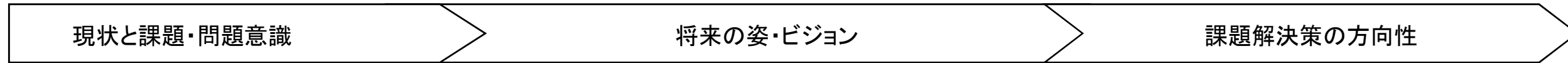


1:50,000



海のある里山 知多半島生態系ネットワーク形成 協働ロードマップ

※ 生態系ネットワークの形成とは、地域の生態系を健全に保全するため、生きものの生息・生育空間を適切に配置し、つながりを確保すること。



知多半島生態系ネットワーク協議会構成員による保全活動等の現状



企業緑地の保全・再生事業(臨海企業10社、NPO法人日本エコロジスト支援協会、命をつなぐプロジェクト学生実行支援委員会)
 10社の企業緑地内において、水辺ビオトープやアニマルパス、生きもののすみか等を整備。また、学生が取材編集したエコレコあいちを出版。毎年一般公開を実施。

臨海10社：愛知製鋼(株)、新日鐵住金(株)、大同特殊鋼(株)、(株)IHI、JX日鉱日石エネルギー、(株)LIXIL、中部電力(株)、出光興産(株)、知多エル・エヌ・ジー(株)、東邦ガス(株)



臨海企業緑地

大府駅前ビオトープ整備((株)豊田自動織機)

平成24年に大府駅前の自社遊休地にビオトープを整備。敷地内には、周囲のため池等との生態系ネットワークを考慮して設計された「水辺」、「林」、「草地」の3つのゾーンが整備されており、自然観察会を実施。



東浦町自然環境学習の森の緑地整備(東浦里山支援隊)

キツネの生息・子育てに適した環境の維持・整備を行うためアニマルパスの整備等により、東浦町自然環境学習の森と周辺企業緑地等周辺の緑地とのネットワーク化を進める。



東浦里山支援隊

湿地保全・調査(板山高根湿地環境ボランティア観察保存会)

定期的に湿地保全活動及び観察を行い、湿地の状況を記録。一般公開も実施。



阿久比町HP

知多半島全域

日本福祉大学によるキツネの生息調査
 知多自然観察会による観察会(実施場所：地図○)



武豊町HP

湿地保全(壱町田湿地を守る会)

定期的な湿地保全活動を実施。

竹林及びビオトープ整備(美浜竹林整備事業化協議会)

美浜町内のモデル林において、竹の伐採等の実施。
 モデル林内の湧水が出る場所の整備によるビオトープ整備。



松枯れ跡地の再生(日本福祉大学)

地域本来のマツ林を再生するため、植栽方法や管理方法のノウハウを蓄積し、周辺地域でのマツ林再生に向けた取組につなげるためのモデル林として抵抗性マツや地域本来の樹種による植栽を実施する。